資料１

○厚木市総合計画審議会規則

昭和42年６月１日

規則第18号

注　昭和50年６月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（昭50規則15・昭57規則９・一部改正）

（審議事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総合計画に関すること。

(2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画に関すること。

（昭57規則９・令８規則37・一部改正）

（委員）

第３条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 関係団体の代表

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

（昭50規則15・昭57規則９・昭62規則52・平８規則１・平11規則41・平19規則32・令８規則37・一部改正）

（会長等）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

３　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（昭57規則９・一部改正）

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭50規則15・全改、平19規則32・一部改正）

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、総合計画主管課で処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（昭57規則９・一部改正）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年規則第28号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則施行の日において、改正前第２条第４号の規定により、現に委員の職にあるものは、その任期満了の日まで、この規則により委嘱されたものとみなす。

附　則（昭和47年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年４月１日から適用する。

附　則（昭和48年規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年規則第52号）

この規則は、昭和62年11月１日から施行する。

附　則（平成８年規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年規則第41号）

この規則は、平成11年８月１日から施行する。

附　則（平成19年規則第32号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の第３条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

附　則（令和８年規則第37号）

１　この規則は、令和８年６月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　第１条の規定による改正後の厚木市総合計画審議会規則第３条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

３　厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

厚木市総合計画審議会規則の一部を改正する等の規則

（厚木市総合計画審議会規則の一部改正）

第１条　厚木市総合計画審議会規則（昭和42年厚木市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第２条各号を次のように改める。

(1) 総合計画に関すること。

(2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第１項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画に関すること。

第３条第２号及び第３号を次のように改める。

(2) 関係団体の代表

(3) 学識経験者

（厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議規則の廃止）

第２条　厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議規則（平成30年厚木市規則第６号）は、廃止する。

附　則

１　この規則は、令和８年６月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　第１条の規定による改正後の厚木市総合計画審議会規則第３条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

３　厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
(審議事項) 第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。 (1)　総合計画に関すること。 (2)　まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画に関すること。	(審議事項) 第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。 (1)　厚木市総合計画基本構想に関すること。 (2)　厚木市総合計画基本計画に関すること。 (3)　その他総合計画策定について、市長が必要と認める事項
(委員) 第3条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)　略 (2)　関係団体の代表 (3)　学識経験者 (4)　略	(委員) 第3条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)　略 (2)　学識経験者 (3)　住民自治組織の代表 (4)　略